

川崎市の公園緑地の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	歳入を重視するのでしょうか。それとも、市民の利便性を重視するのでしょうか。	地域課題の解決や、公園及び周辺地域のさらなる魅力向上に資するようなご提案をしていただければと考えております。
2	歳入が見込める公園以外は、歳出を抑える提案でも受け入れて頂けるのでしょうか。	ご質問いただいたようなご提案も可能です。事業者等のみなさまの持つノウハウや創意工夫を活かした幅広いアイデアをご提案いただければと考えております。
3	他の自治体では、公園の再開発時に、インバウンドに取り組む動きも多くなってきております。インバウンドに取り組むにあたり、他の局との密な連携は可能でしょうか。	可能です。具体的には、個別対話にてお聞かせください。
4	現在、王禅寺ふるさと公園など、多くの公園を(公財)川崎市公園緑地協会へ委託されていると思いますが、当協会との連携は必要でしょうか。	他事業者等との連携について、こちらから具体的な事業者等との連携を求めることはありません。現行の管理運営状況にとらわれず、自由な発想でご提案いただければと考えております。
5	王禅寺ふるさと公園及び王禅寺四ツ田緑地について、王禅寺四ツ田緑地の整備後は、駐車場利用者が増加すると思われます。現在でも、王禅寺ふるさと公園の駐車場の土・日・祝日の稼働は高いとお聞きしましたが、駐車場整備は行わないのでしょうか。	現在、川崎市で整備する予定はありません。事業実施にあたっての課題や市への要望等について、個別対話にてお聞かせください。
6	P-PFIで活性化した公園は、周辺の渋滞対策問題が occurs ますが、市として具体的な対策案などはございますか。	事業化に向けた検討を進めていく中で、皆様からいただいたご提案を踏まえて検討させていただきます。

川崎市の公園緑地の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
7	富士見公園及び丸子橋ピクニック広場、王禅寺ふるさと公園・王禅寺四ツ田緑地それぞれにおいて、現状の火器(デイキャンプやBBQを想定)の取扱い制限の有無と根拠条例等をお示しいただきたいです。	川崎市では、川崎市都市公園条例第4条第1項第4号において、指定された場所以外の場所で火気を使用することを禁止しています。なお、個別の公園については、今後、事業化に向けた検討を進めていく中で、皆様からいただいたご提案を踏まえて検討させていただきます。
8	富士見公園において、インフラ図(上水、下水、電気、ガスの配管図)について、可能な範囲で、お示しいただきたいです。	富士見公園の南側につきましては、「富士見公園南側インフラ図」を本HPIに公開しましたので、ご参照ください。
9	丸子橋ピクニック広場及び広場周辺の活用検討範囲における現状の使い方をお示しいただきたいです。	丸子橋ピクニック広場は、川崎市が多摩川緑地として占有している区域の一部であるため都市公園条例が適用されます。スポーツができない芝生の広場となっており、憩いの場として利用されています。その他の活用検討範囲は河川管理者(国)が管理する範囲であるため、自由使用となっており、季節によってバーベキュー利用が見られます。
10	(9/6の説明会の最後の質問の場において)富士見公園の再整備基本計画に類する計画は、令和2年度に策定予定と口頭でご説明がありましたが、再整備計画の施工完了目標年度を大まかにお示しいただきたいです。	富士見公園の再編整備スケジュールにつきましては、現時点では公表できる段階ではございません。今年度策定予定の「富士見周辺地区整備推進計画」や来年度策定予定の「富士見公園再編整備基本計画」でお示しいたします。
11	富士見公園北側エリアの相撲場・駐車場について、相撲場・駐車場は現在公園北側エリアに位置していますが、公園整備の一環として、機能はそのままにそれぞれ公園南側エリアに移すことは可能でしょうか。	富士見公園に必要とする全ての機能が公園内(周辺施設の活用も含む)で発現される場合は、配置上における配置の変更は可能です。
12	富士見公園南側エリア「コミュニティガーデン」「こども広場」「市民広場」について、屋内体育館等新たな施設を建築することは可能でしょうか。もしくは、「富士見公園の再編整備に向けた民間活力の導入検討」8ページに準拠して、市民広場やコミュニティガーデンの機能は出来るだけ現状を維持する方向で事業提案を行うべきでしょうか。	新たな施設の建築により当該エリアに必要なオープンスペースが減少することが考えられますが、当該エリアに必要とする機能が公園内(周辺施設の活用も含む)の他の場所で発現されるか、または、新たに建築する施設が当該エリアに必要とする機能の発現に寄与するものであれば、新たな施設を提案上において建築することは可能です。ただし、いずれの場合も、富士見公園に相応しい施設と緑地・広場等のオープンスペースが一体となった空間の形成に配慮する必要があります。

川崎市の公園緑地の魅力向上に向けたサウンディング型市場調査 質問に対する回答

No.	質問内容	回答
13	<p>富士見公園内の動線計画について、「富士見周辺地区整備推進計画(骨子)」8ページにおいて、通常時と災害時の動線計画の方針が記載されていますが、この計画に準拠して動線を整備することを最優先にした上で施設等における事業提案を行うべきでしょうか。</p>	<p>「富士見周辺地区整備推進計画(骨子)」8ページの「通常時と災害時の双方を想定した、動線検討イメージ」はあくまでイメージとなりますので、回遊性の確保、動線の交錯の防止、災害時の公園の役割といった動線計画の主旨を踏まえていただければ、提案上の具体的な施設等の整備に合わせて変更することは可能です。</p>
14	<p>富士見公園各エリアの敷地面積について、以下エリアの敷地面積についてご回答をお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども広場 ・労働会館南側民有地 ・富士見公園北側エリア 	<p>「富士見公園エリア別敷地面積図」を本HPに公開しましたので、ご参照ください。</p>